

議案第73号

北上市工業技術交流施設条例の一部を改正する条例

北上市工業技術交流施設条例（平成3年北上市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（名称及び位置） 第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			（名称及び位置） 第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
北上市技術交流センター		[略]	北上市技術交流センター		[略]
北上市技術研修館		北上市北工業団地1番6号			
別表（第10条関係） 使用料			別表（第10条関係） 使用料		
名称	区分	使用料 （1回につき）	名称	区分	使用料 （1回につき）
北上市技術交流センター	[略]	[略]	北上市技術交流センター	[略]	[略]
北上市技術研修館	技術研修室（1）	26,870円			
	技術研修室（2）	2,350円			
	情報処理研修室	6,910円			
設備器具等	市長が別に定める額				
備考 1 [略]			備考 1 [略]		
2 物品の販売その他の商行為を行う場合は、 <u>使用区分</u>			2 物品の販売その他の商行為を行う場合は、 <u>区分ごと</u>		

(設備器具等を除く。)ごとの使用料を5倍した額とする。

3 市外の者が使用する場合は、使用区分(設備器具等を除く。)ごとの使用料を2倍した額とする。

の使用料を5倍した額とする。

3 市外の者が使用する場合は、区分ごとの使用料を2倍した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

北上市技術研修館を廃止しようとするものである。